

別表

補助対象		補助率又は補助金額	補助対象者	採択要件
事業	経費			
露地園芸物価高騰緊急対策事業	<p>物価高騰の影響を受ける露地園芸生産者に対し、生産性向上に必要な機械導入支援並びに露地野菜の中核をなす加工用大根、ほうれんそう及び種芋用さといもの作付継続支援により、露地園芸産地の持続的な発展を図るため、補助対象者が次に定める事業を行う場合に要する経費</p> <p>1 生産性向上・作付継続支援事業</p> <p>【生産性向上支援】 生産性向上に必要な機械導入に係る経費</p> <p>【作付継続支援】 加工用だいこん、ほうれんそう及び種芋用さといもの生産費上昇分の一部</p>	<p>2分の1以内 (上限額：5,000千円/1経営体)</p> <p>定額 (上限額：11千円/10a)</p>	<p>法人、営農集団等</p> <p>加工事業者等</p>	<p>1 生産性向上・作付継続支援事業</p> <p>①要件</p> <p>【生産性向上支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国庫事業の活用が困難な機械導入であること。</li> <li>令和6年2月補正及び令和7年9月補正で採択されていない者</li> </ul> <p>【作付継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援対象者の居住地及び生産ほ場が県内であること。</li> </ul> <p>②補助対象者</p> <p>○営農集団 次の要件を備えた農業者の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代表者の定めがあること。</li> <li>組織の規約及び管理運営の定めがあること。</li> <li>地域計画の農業を担う者に位置付けられている者又は位置付けられることが見込まれる者が含まれていること。</li> <li>構成員が3戸以上であること。</li> </ul> <p>○加工事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約生産者から、加工用だいこん、ほうれんそう又は種芋用さといものを仕入れ、加工、出荷又は販売する事業者</li> </ul> <p>③支援対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加工用だいこん、ほうれんそう又は種芋用さといものを生産する契約生産者</li> <li>自社農場を所有する加工事業者等</li> </ul>
	<p>宮崎県農業協同組合等が、補助対象者の( )に定める事業主体に対し、次に定める事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>【作付継続支援】 加工用だいこん、ほうれんそう及び種芋用さといもの生産費上昇分の一部</p>	<p>10分の10以内 (間接補助事業に係る補助対象経費の11千円/10aを上限とする)</p>	<p>宮崎県農業協同組合、加工事業者等 (支援対象者)</p>	